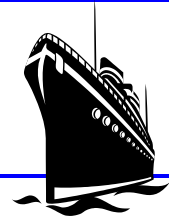


MSI Marine News

トピックス



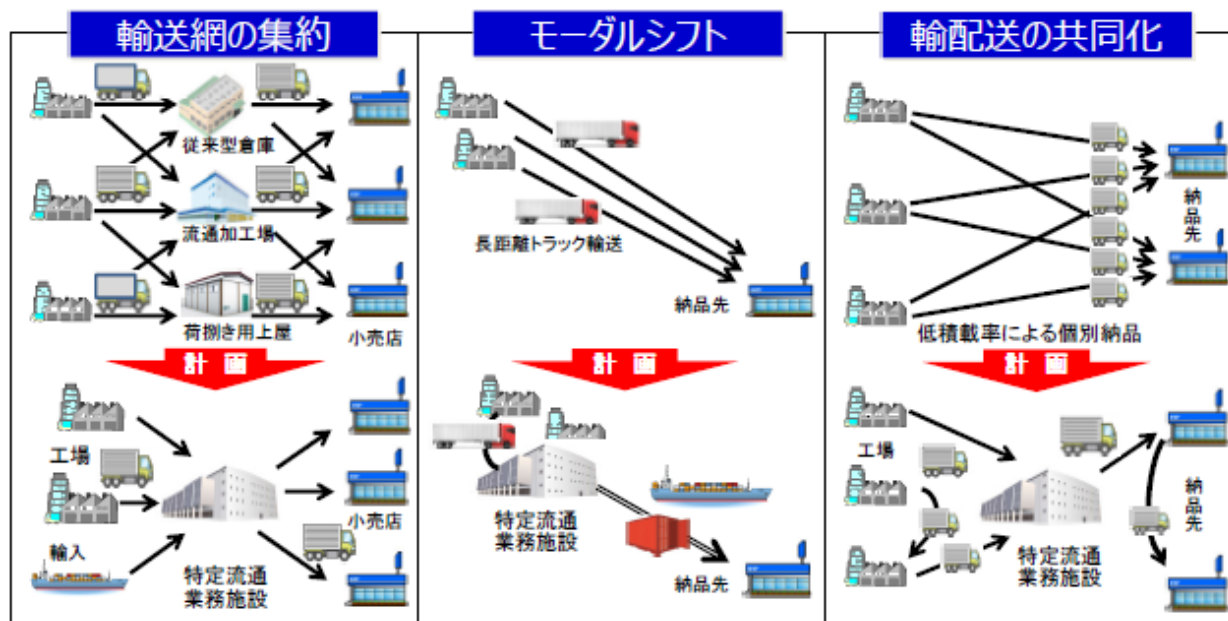
●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

物流総合効率化法の改正について

昨今、物流分野においては労働力の中高年層への依存度が高まっており、今後、深刻な人手不足に陥るおそれがあります。また、国際競争の激化やネット通販等の電子商取引の拡大等に伴って、荷主や消費者のニーズがさらに高度化、多様化してきており、物流はこれからも多様な関係者との連携を進める等、物流ネットワーク全体の省力化・効率化を更に進めていく枠組みが必要となっています。本稿では、これらの課題に対応するため2016年10月1日に施行された、物流総合効率化法(流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律)の一部を改正する法律の概要についてご紹介します。

1. 物流総合効率化法とは

物流総合効率化法は、流通業務(輸送、保管、荷捌きおよび流通加工)を一体的に実施すること、および、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化による環境負荷の低減および流通業務の省力化を図る、荷主企業や物流事業者が行う事業(以下、流通業務総合効率化事業)に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律です。



輸送の合理化のイメージ(一例) 出典:国土交通省HP

2. 物流総合効率化法の改正概要

(1) 法目的の追加

物流総合効率化法は、当初「物流のコスト水準を下げ、国際競争力を強化すること」および「温暖化ガス(二酸化炭素)排出量を削減し、環境負荷を軽減すること」の2つを目的としていましたが、今回の改正で「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応」を図るものである旨が法律の目的に追加されました。

(2) 支援対象の拡大等(枠組みを柔軟化)

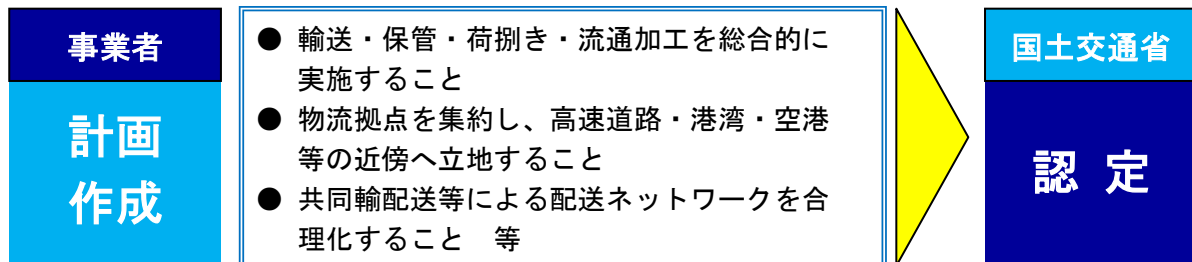
これまで流通業務総合効率化事業の認定を受けようとする際には、「一定の規模および機能を有する物流施設を中核とすること」が必須でしたが、今回の改正でこの要件が削除され、新たに「2以上の者が連携して行うこと」が前提条件とされました。この改定により、施設整備を伴わないモーダルシフトや地域内での輸配送の共同化の取組みも支援の対象となりました。

(3) ワンストップ手続きの拡充（手続きの簡素化）

国の認定を受けた事業のうち、海上運送法、鉄道事業法等の許可等を受けなければならないものについては、これらの関係法律の許可等を受けたものとみなす等の特例が追加されました。これにより、事業開始時等の手続きを簡素化し、関連する予算措置・税制措置等の支援策と相まって流通業務総合効率化事業の促進が図れることとなりました。

3. 物流総合効率化法の仕組み

物流総合効率化法の活用を考える事業者（物流・倉庫事業者、荷主企業等）は、総合効率化計画を作成し国土交通省運輸局に申請を行い、審査を受けることで総合効率化計画の「認定」を受けることができます。



物流総合効率化法の仕組み

4. 総合効率化計画認定の主なメリット

(1) 事業許可等の一括取得

前記2. (3)に記載のとおり、各種手続きが簡素化されました。流通業務総合効率化事業の実施にあたり、貨物利用運送事業法や倉庫業法等、各事業法の登録、許可等を必要とする場合がありますが、総合効率化計画の認定申請時に各事業法の登録、許可等の審査に必要な事項を記載し提出することにより、総合効率化計画の認定と同時に各事業法の登録、許可等を受けることができます。

(2) 物流拠点施設に関する税制特例

総合効率化計画の認定を受けた特定流通業務施設に対し、一定の要件を満たせば、法人税等の割増償却や固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置を受けることができます。

(3) 施設の立地規制に関する配慮

市街化調整区域において特定流通業務施設に係る開発を行う場合、開発許可について配慮がされます。市街化調整区域内での開発行為（建築物の建築）は、原則として知事の開発許可を受けることが必要ですが、当該認定に係る開発においては開発許可が受けやすくなります。

※総合効率化計画の申請前に地元自治体との開発許可に係る事前調整が必要です。

(4) 運行経費の一部補助等

総合効率化計画の認定を受けた事業は、別途申請および所定の審査を経た上で「モーダルシフト等推進事業補助金」による運行経費の一部補助を受けることができます。また、総合効率化計画の計画策定経費の一部を補助する制度もあります。

5. 認定状況

改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の第1号が、2016年10月17日に国土交通省に認定されました。この計画は、「物流の効率化」と「サービスの向上」を実現するため、物流拠点に参画事業者の荷物を集約し、参画事業者の中の一社が各世帯へ一括配送するというものです。これにより、高密度な集配が可能となり、宅配効率が向上するとともに、住宅地内を走行するトラックが減少し、温暖化ガス（二酸化炭素）が削減されることから、総合効率化計画として認定されました。その後も順調に認定が進み、1月24日現在で既に10件が認定されています。

国土交通省では、鉄道・船舶も活用した効率的な輸送手段の選択を推進しており、2020年までにトラック輸送から貨物鉄道および内航海運を活用した貨物輸送に、それぞれ34億トンキロ分ずつ転換させることを目標としているほか、地域内配送共同化事業を100事例創出したいとしており、今後も計画の申請と認定が増加することが見込まれます。

<参考文献> 国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp>

以上